

(別紙)

## 【重要】所得証明書類の提出について

婚姻費用分担及び養育費請求に関する調停及び審判では、双方当事者から所得資料を提出してもらい、「算定表」を参考にして協議又は判断されることとなります。所得資料については、まずは各当事者ご自身に提出していただいております。

つきましては、下記資料をご準備の上、A4版サイズでコピーいただき（他方当事者に交付するものを含めて2部）、初回の調停期日の1週間前までに必ずご提出ください（やむを得ない理由で間に合わない場合は、調停期日にご持参ください。）。ご提出がないなどの事情により収入を認定することが困難な場合は、他方当事者の主張を参考にしたり、賃金センサス等を用いたりして収入を認定することがありますので、必ずご持参ください。

なお、提出書類を取得する際には、個人番号（マイナンバー）の記載がないようご注意ください（個人番号の記載がある書類を取得された場合は、裁判所への提出に際し、マスキング処理（黒塗りなど）をするようにしてください。）。

※婚姻費用及び養育費の「算定表」は、次のサイトに掲載されていますので、ご参照ください（「裁判所」「算定表」の検索ワードで検索すると簡便です。）。

[https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi\\_santei\\_hyou/index.html](https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/index.html)

### 記

#### 1 給与所得者（給与以外に収入のない方）の場合

##### (1) 最新の源泉徴収票

勤務されている事業所（会社や官公庁）が年度末に発行します。保管されていない場合は、再発行を依頼することができます。

前年1月1日から12月末日までの所得を証明することができます。ただし、その間に転職をされている場合は、転職前後のそれぞれの事業所のものを提出する必要があります。

##### (2) 給与明細書及び賞与明細書（直近の3か月分）

上記(1)の資料を提出できない場合は、給与明細書及び賞与明細書を提出してください。なお、直近の3か月分すべてを保管されていない場合は、手元に保管されている分をご提出ください（後日、追加提出をお願いすることもあります。）。

### (3) 所得（課税）証明書（直近のもの）

上記(1)及び(2)のいずれも提出困難な場合は、「所得（課税）証明書」を提出してください。証明対象年度の1月1日時点における住所地の市区町村役場において、発行を申請することができます。

毎年1月1日から12月末日までの所得を証明することができ、その間に転職をされていても、各事業所の所得がいずれも計上されています。

## 2 事業所得者等（自営業者や給与以外に収入がある方）の場合

### (4) 確定申告書の写し

税務署の受付印のあるものをお願いします。1枚目だけでなく、全てのページをご提出ください。

### (5) 所得証明書（直近のもの）

証明対象年度の1月1日時点における住所地の市区町村役場が発行します。

住民税通知が行われる5～6月に作成され、前年1月1日から12月末日までの所得を証明することができます。

## 3 年金収入のみの場合

### (6) 年金振込通知書

## 4 収入がない場合

### (7) 所得証明書（非課税証明書）

### (8) 無職である理由を示すもの

例えば、退職証明書、就労不可能という診断書、生活保護受給証明書、失業保険認定書などをご提出ください。

## ※書類の提出方法についてのご注意

- ① 書類等の中に、秘とく希望の住所等、相手方に知られたくない情報がある場合、マスキング処理（黒塗りなど）をしてください。
- ② 上記①のマスキング処理ができない書面については、「提出書類の非開示希望申出書」に必要事項を記載し、原則として、その申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）などで付けて、一体として提出してください。
- ③ 上記①、②の手続を行う際には、情報の非開示のための手続が別途必要になりますので、期日通知書に記載されている担当書記官あてにご連絡ください。

以上